

ハートネットワーク ハートスマホ/ハート LTE 契約約款

< 第 1 章 総則 >

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 最低利用期間
- 第 4 条 サービスの提供区域
- 第 5 条 権利の譲渡制限等
- 第 6 条 ID 及びパスワード

< 第 2 章 申込及び承諾等 >

- 第 7 条 申込
- 第 8 条 申込の承諾等
- 第 9 条 サービス利用の要件等

< 第 3 章 契約事項の変更等 >

- 第 10 条 サービス内容の変更
- 第 11 条 契約者の名称の変更等
- 第 12 条 個人の契約上の地位の引継

< 第 4 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止 >

- 第 13 条 利用の制限
- 第 14 条 利用の中止
- 第 15 条 利用の停止等
- 第 16 条 サービスの廃止

< 第 5 章 契約の解除 >

- 第 17 条 当社の解除
- 第 18 条 契約者の解除

< 第 6 章 料金等 >

- 第 19 条 契約者の支払義務
- 第 20 条 初期費用の額
- 第 21 条 月額料金の額
- 第 22 条 料金の調定
- 第 23 条 利用不能の場合における料金の調定
- 第 24 条 料金等の請求方法
- 第 25 条 料金等の支払方法
- 第 26 条 割増金
- 第 27 条 遅延損害金
- 第 28 条 割増金等の支払方法
- 第 29 条 消費税

< 第 7 章 個人情報 >

- 第 30 条 個人情報保護

< 第 8 章 雑則 >

- 第 31 条 第三者の責による利用不能
- 第 32 条 保証及び責任の限定
- 第 33 条 当社の装置維持基準
- 第 34 条 合意管轄
- 第 35 条 定めなき事項

ハートスマホ/ハート LTE 契約約款

株式会社ハートネットワーク（以下「当社」といいます。）と当社が提供するサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

< 第 1 章 総則 >

第 1 条（約款の適用）

- 1 当社は、このハートスマホ/ハート LTE 契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これによりスマホサービス（以下「ハートスマホ」といいます。）、データ SIM サービス（以下「ハート LTE」といいます。）を提供します。
- 2 当社は、本サービスの提供元である株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）が提供する MVNO サービスを利用して、ハートスマホ及びハート LTE を提供します。なお、当該 MVNO サービスは、株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用したものです。
- 3 この約款に記載の金額は、特段の追記がない限り、消費税（10%）を含んだ金額となります。
- 4 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (1)「SIM カード」とは、当社が契約者に貸与する物理的な加入者識別カードをいいます。
 - (2)「eSIM プロファイル」とは、eSIM に対応した端末設備にダウンロードして利用する、加入者識別その他本サービスの利用に必要な情報を含む電磁的記録をいいます。
 - (3)「SIM 等」とは、SIM カード及び eSIM プロファイルを総称していいます。
 - (4)「アクティベーションコード」とは、eSIM プロファイルを端末設備に設定するために当社又は IIJ が発行する QR コード、その他の認証情報をいいます。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第 3 条（最低利用期間）

ハートスマホ・ハート LTE の最低利用期間は、1 年間とします。

第 4 条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、IIJ が定める提供区域に準ずるものとします。

第 5 条（権利の譲渡制限等）

- 1 契約者が、ハートスマホ契約、ハート LTE に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。
- 2 契約者はハートスマホ/ハート LTE を再販売する等、第三者にハートスマホ/ハート LTE を利用させることはできません。

第 6 条（ID 及びパスワード）

- 1 契約者は、パスワード並びに個別 ID 及び個別パスワード（本条において「ID 等」といいます。）の管理、責任を負うものとします。
- 2 当社は、契約者がハートスマホ・ハート LTE 契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID 等の提示を求めることがあります。
- 3 契約者は、ID 等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定め

が規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID 等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID 等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、個別 ID を変更することはできません。

< 第 2 章 申込及び承諾等 >

第 7 条（申込）

- 1 ハートスマホ/ハート LTE 利用の申込（以下「申込」といいます。）は、加入申込書への記入が必要です。
- 2 ハートスマホ/ハート LTE の申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）第 9 条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が求めた場合には、別途定める書類を提示する必要があります。

第 8 条（申込の承諾等）

- 1 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1)ハートスマホ/ハート LTE 利用の申込者（以下「申込者」といいます。）がハートスマホ契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2)申込者が第 15 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき
 - (3)申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
 - (4)申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
 - (5)申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
 - (6)前条（申込）第 2 項において、本人確認ができないとき
 - (7)ハートスマホ/ハート LTE の申込をする者が、未成年者であったとき
 - 2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。
 - 3 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
 - 4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるハートスマホ/ハート LTE の個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてハートスマホ/ハート LTE の利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。
- #### 第 9 条（サービス利用の要件等）
- 1 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号またはメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。また、当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送

信の場合は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2 当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。

(1)契約者がハートスマホ/ハート LTE において使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用してハートスマホ/ハート LTE を利用することはできません。

(2)ハートスマホを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

(3)契約者は、ハートスマホを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」といいます。）による転入又は転出を行うことができます。

(4) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。

(i)転入元事業者の契約者と、ハートスマホ契約の契約者が同一である必要があります。

(ii)転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

(iii)電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続申請から、MNP 転入手続き完了までの最大 4 時間）があります。

(iv)ハートスマホ利用の申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。

(v)一部の転入元事業者から MNP 転入が行われる場合、転入月に限り、転入後の通話明細が、転入元事業者に提供される場合があります。

(vi)前号の場合、転入月における転入後の通話料金は、転入元事業者の料金体系により算定された額であり、転入元事業者から請求が行われるものとします。

(5)契約者は、当社が指定する SIM 等以外の通信手段を用いたハートスマホ/ハート LTE の利用、及び当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信及び音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。

(6)契約者は、当社が貸与する SIM カードその他の貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

(i)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと

(ii)当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(iii)日本国外で貸与機器を使用しないこと

(iv)貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

(7)契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。

(i)ハートスマホ/ハート LTE 契約が事由の如何を問わず終了した場合

(ii)SIM カードの形状区分を変更した場合、又は SIM カードから eSIM プロファイルへの変更その他 SIM 等の種別を変更した場合

(iii)前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合

(8)契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該貸与機器を当社に返還するものとします。

(9)貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

(10)契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当

社に通知するものとします。

(11)契約者は、当社に対し、亡失品（第 7 号及び第 8 号に定める返還がなかった場合の当該貸与機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

(12)亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(13)契約者は、ハートスマホ/ハート LTE 契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、eSIM プロファイル、アクティベーションコードその他一切について第三者に販売、譲渡、貸与又は開示（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(14)契約者は、音声通話機能付き SIM 等によって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。

(15)ハートスマホ/ハート LTE においては、第 13 条（利用の制限）及び第 15 条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(16)ハートスマホ/ハート LTE の移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

(17)未成年者が利用する場合、青少年保護のため、適切なフィルタリングソフトの利用が必要です。

(18)契約者は、ハートスマホ/ハート LTE(SMS オプション契約)においてドコモが提供する危険 SMS 拒否設定（フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの）が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。ただし、契約者は、適用後、別途当社が定める方法により、設定を任意で変更することが可能です。危険 SMS 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

(i)ハートスマホ/ハート LTE(SMS オプション契約)の利用開始日に自動適用されます。

(ii)「SMS 一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

(19)契約者が eSIM プロファイルを利用する場合は、次の条件が適用されます。

(i)eSIM プロファイルを利用する端末設備は、eSIM に対応し、かつ当社又は IIJ が定める条件を満たす端末設備である必要があります。

(ii)契約者は、eSIM プロファイルの設定、再設定又は再発行のため、当社又は IIJ が求める場合、端末設備の EID その他当社又は IIJ が指定する情報を提供するものとします。

(iii)契約者は、アクティベーションコード及び eSIM プロファイルを第三者に開示、譲渡、貸与又は利用させてはならず、自己の責任において厳重に管理するものとします。

ます。

(iv) eSIM プロファイルは、複数の端末設備で同時に利用することはできません。端末設備の変更、eSIM プロファイルの削除、端末設備の初期化その他の事由により eSIM プロファイルを利用できなくなった場合、契約者は、当社が定める方法により再発行又は変更の手続きを行うものとします。この場合において、契約者は、第 19 条第 2 項に定める再発行手数料又は変更手数料を支払うものとします。

(v) eSIM プロファイルの設定には、インターネット接続環境その他当社又は IIJ が指定する環境が必要となる場合があります。契約者の端末設備、設定環境又は操作に起因して eSIM プロファイルを設定又は利用できない場合であっても、当社は料金の減額又は返金を行いません。

(vi) eSIM プロファイルを設定した端末設備を亡失し、盗難に遭い、又は第三者に不正利用されるおそれがある場合、契約者は、速やかに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

<第3章 契約事項の変更等>

第10条（サービス内容の変更）

1 ハートスマホ/ハートLTEにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

(1)SIMカードの形状区分又はSIM等の種別（SIMカードからeSIMプロファイルへの変更、eSIMプロファイルからSIMカードへの変更を含みます。）の変更

(2)異なる料金プランへの変更

2 第7条（申込）第2項及び第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第11条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第12条（個人の契約上の地位の引継）

1 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係るハートスマホ/ハートLTE契約は終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係るハートスマホ/ハートLTEの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2 第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「ハートスマホ/ハートLTE利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

<第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止>

第13条（利用の制限）

1 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、ハートスマホ/ハートLTEの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第14条（利用の中止）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、ハートスマホ/ハートLTEの提供を中止することがあります。

(1)当社、IIJ又はドコモの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2)当社、IIJ又はドコモが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、ハートスマホ/ハートLTEの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第15条（利用の停止等）

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者のハートスマホ/ハートLTE利用についてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1)この約款に定める契約者の義務に違反したとき

(2)料金等ハートスマホ/ハートLTE契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

(3)違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてハートスマホ/ハートLTEを利用したとき

(4)当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてハートスマホ/ハートLTEを利用したとき

(5)当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてハートスマホ/ハートLTEを利用したとき

(6)第8条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき

(7)契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき

(8)前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてハートスマホ/ハートLTEを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社からハートスマホ/ハートLTEの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第16条（サービスの廃止）

1 当社は、都合によりハートスマホ/ハートLTEの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりハートスマホ/ハートLTEの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

<第5章 契約の解除>

第17条（当社の解除）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、ハートスマホ/ハート LTE 契約を解除することがあります。

(1)第15条（利用の停止等）第1項の規定によりハートスマホ/ハート LTE の利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2)第15条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 当社は、前項の規定によりハートスマホ/ハート LTE 契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第18条（契約者の解除）

1 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、ハートスマホ/ハート LTE 契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

(1)ハートスマホ/ハート LTE において、契約者の通知による解除の効力は、当社が解約希望月の25日までに当社所定の方法により解除の通知を受け付けた場合は、当該解約希望月の末日に生じるものとします。なお、26日以降に解除の通知を受け付けた場合は、翌月の末日に解除の効力が生じるものとします。

(2)ハートスマホ/ハート LTE において、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。

2 第13条（利用の制限）又は第14条（利用の中止）第1項の事由が生じたことによりハートスマホ/ハート LTE を利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第16条（サービスの廃止）第1項の規定によりハートスマホ/ハート LTE の全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止されたハートスマホ/ハート LTE 契約が解除されたものとします。

4 契約者は、契約書面を受領した日又は本サービスの提供が開始された日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。

(1)この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料は、SIM 等1件につき3,300円を上限として請求されます。端末購入費は上記の初期契約解除制度には含まれません。

(2)事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を

解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。

<第6章 料金等>

第19条（契約者の支払義務）

1 契約者は、当社に対し、ハートスマホ/ハートLTEの利用に関し、第20条（初期費用の額）から第26条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金を支払うものとします。

2 ハートスマホ/ハートLTEにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1)貸与機器の回復又はeSIMプロファイルの再発行に要する費用

SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとします。）にあつては、SIMカード1枚につきSIMカード再発行手数料として3,300円

eSIMプロファイルの削除、端末設備の変更、設定失敗その他の事由によりeSIMプロファイル又はアクティベーションコードの再発行が必要となる場合は、eSIMプロファイル1つにつきeSIMプロファイル再発行手数料として3,300円

(2)亡失負担金

ハートスマホ/ハートLTEにおいて、SIMカードの亡失負担金は、SIMカード再発行手数料として3,300円を請求するものとします。

(3)SIMカードの形状区分又はSIM等の種別変更に要する費用

SIM等1件につき、SIM等変更手数料として3,300円

(4)異なる料金プランへの変更に要する費用

SIM等1件につき、プラン変更手数料として3,300円

(5)携帯電話番号のポータビリティ制度による転出に要する費用

MNP予約番号を書面郵送希望の場合は郵送手数料として1,100円が必要

3 初期費用の支払義務は、当社がハートスマホ/ハートLTEの利用の申込を承諾した時に発生します。

4 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第15条（利用の停止等）の規定によりハートスマホ/ハートLTEの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして扱うものとします。

第20条（初期費用の額）

ハートスマホ/ハートLTEの端末購入費を除く初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

○標準プラン/シニア65/シニア65かけほプラス/スマホデビュープラン・・・SIM等1件につき、3,300円

○シェアプラン・・・SIM等3件6,600円 4件目以降3,300円/件

○ハートLTE・・・SIM等1件につき、3,300円

○ハートLTEモバイルパック（新規受付終了）・・・11,000円

第21条（月額料金の額）

1 月額料金の額は、以下に定めるものとします。

(1) 基本料金

・ハートスマホ

○標準プラン/シニア65・・・1,540円＋オプション料金

○シェアプラン（SIM等3件・通信容量オプション5GB以上の申込が必要）・・・3,300円＋オプション料金

○シニア65かけほプラス/スマホデビュープラン・・・2,728円＋オプション料金

・ハートLTE

○ハートLTE・・・1,650円

○ハートLTEモバイルパック（3GB）・・・4,378円

○ハートLTEモバイルパック（7GB）・・・5,478円

現在、ハートネットワークのケーブルテレビサービス、インターネットサービス、BWAサービスなど弊社が定めるサービスの加入者に属する人は、ハートスマホ標準プラン、シェアプラン、シニア65、シニア65かけほプラス、スマホデビュープラン、ハートLTEの基本料金から550円の割引を実施いたします。

備考

(1)ハートLTEモバイルパックを除くすべての料金プランにおいて、バンドルクーポンを利用することができます。当該バンドルクーポンは、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

標準プラン/シニア65/シニア65かけほプラス/スマホデビュープラン/ハートLTE

○+1GBプラン・・・110円

○+3GBプラン・・・330円

○+5GBプラン・・・660円

○+7GBプラン・・・1,540円

○+10GBプラン・・・1,980円

○+15GBプラン・・・2,200円

○+20GBプラン・・・2,750円

○+30GBプラン・・・6,600円

シェアプラン

○+5GBプラン・・・660円

○+7GBプラン・・・1,540円

○+10GBプラン・・・1,980円

○+15GBプラン・・・2,200円

○+20GBプラン・・・2,750円

○+30GBプラン・・・6,600円

(2)利用することができるSIM等の数の上限は、標準プラン、シニア65、シニア65かけほプラス、スマホデビュープランは1、シェアプランは5、ハートLTEは1とします。

(3)ハートスマホ/ハート LTE 契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(4)追加クーポン利用料金

追加容量月額料金の額 100MBにつき 220 円、1GBにつき 660 円

(5) SIM 等利用料

SMS 送信料金

○国内への送信

1 通（半角 140 文字まで）あたり 3.3 円

○国外への送信

1 通あたり 50 円(消費税は課税されません)

○国外からの送信

1 通あたり 100 円(消費税は課税されません)

○SMS 受信料金

0 円

○通話料金（国内）

通話料金 30 秒あたり 22 円

割引通話(プレフィックス及びオートプレフィックス)が適用され、

移動電話(070/080/090)、IP 電話(050)、固定電話(0ABJ/一部 0AB0)への日本国内からの発信が 11 円(10 円)/30 秒となります。

○デジタル通信料金

30 秒あたり 39.6 円

○通話料金（国際）

ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

○国際ローミング料金

ドコモが定める Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

備考

(1)基本料金（月額）は、契約者が音声通話機能付き SIM カードを受け取った日、又は音声通話機能付き eSIM プロファイルの発行又は設定により本サービスが利用可能となった日として当社が認めた日から発生します。

(2)音声通話機能付き SIM 等の利用の終了に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM 等利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

(3)SMS 送信料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS 送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(4)通話料金（国内）及び通話料金（国際）のうち、テレビ電話・64kb/s データ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通信料金が適用されます。

(5)契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はハートスマホ/

ハート LTE の利用を停止することがあります。

(6)音声通話機能付き SIM 等の利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(7)通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(8)電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(9) ハートスマホ/ハート LTE の契約者は、電話ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとします。

電話ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって SIM 等毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づき IIJ が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト等で通知を行うものとします。

(10) ハートスマホ/ハート LTE の契約者は、電話リレーサービス料の支払いを要するものとします。

電話リレーサービス料とは、2020 年 12 月 1 日に施行された電話リレーサービス制度に基づき、2021 年 7 月より開始された電話リレーサービス（通話者などがオペレーターとして聴覚や発話に障がいのある方による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚や発話に障がいのある方と聴覚障がい者等以外の方の意思疎通を仲介するサービス）の提供を確保するための負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって SIM 等毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）が発表する単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(11) ハートスマホ/ハート LTE の契約者は、ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払いを要するものとします。ただし、当該契約者回線において受信時に最大 1Mbps 未満の通信速度で提供される料金種別が適用されている場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(12) ブロードバンドユニバーサルサービス料とは、離島・山間地等の地理的条件により、人口減少地域における光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和 4 年改正電気通信事業法（令和 5 年 6 月 16 日施行）により創設された制度で、NTT 東日本株式会社、NTT 西日本株式会社をはじめとするブロードバンドサービス提供者が、不採

算地域等におけるブロードバンドサービスの提供を確保するために必要な費用の一部を、固定ブロードバンドサービス事業者、モバイルブロードバンドサービス事業者など通信事業者全体で応分に負担することが義務付けられています。当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって SIM 等毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）が発表する単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(13)課金開始日又はハートスマホ/ハート LTE 契約の解除の日が暦月の途中の日であった場合においても、当該日の属する月の月額料金の額は、当該月におけるハートスマホ/ハート LTE を提供した期間にかかわらず、当該サービスに係る月額料金の額とします。

第 22 条（料金の調定）

1 ハートスマホ/ハート LTE 契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合（第 18 条（契約者の解除）第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます。）におけるハートスマホ/ハート LTE の料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。

ハートスマホ/ハート LTE における最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

2 SIM 等利用の終了の場合の調定金

(1)契約者は、SIM 等の利用の終了があった場合は、次号が定める方法により算出した解除調定金を支払うものとします。

(2)解除調定金の額は、SIM 等 1 件につき次の計算式により算出した額とします。

○2022 年 2 月 28 日以前の解約

(i)ハートスマホサービス

（12 ヶ月—利用月数（利用開始日の属する月を 1 と起算します））×1,320 円

(ii)ハート LTE

（12 ヶ月—利用月数（利用開始日の属する月を 1 と起算します））×1,100 円

○2022 年 3 月 1 日以降の解約

(i)ハートスマホサービス

（12 ヶ月—利用月数（利用開始日の属する月を 1 と起算します））×990 円

(ii)ハート LTE

（12 ヶ月—利用月数（利用開始日の属する月を 1 と起算します））×1,100 円

第 23 条（利用不能の場合における料金の調定）

1 当社の責に帰すべき事由によりハートスマホ/ハート LTE が全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が、当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨て

ます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 ハートスマホ/ハート LTE が全く利用できない状態が利用機器の故障によるものである場合は、当該機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第 23 条（利用不能の場合における料金の調定）第 1 項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第 24 条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第 25 条（料金等の支払方法）

契約者は、ハートスマホ/ハート LTE の料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 26 条（割増金）

ハートスマホ/ハート LTE の料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 27 条（遅延損害金）

1 契約者は、ハートスマホ/ハート LTE 料金の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

第 28 条（割増金等の支払方法）

第 25 条（料金等の支払方法）の規定は、第 26 条（割増金）及び第 27 条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 29 条（消費税）

契約者が当社に対しハートスマホ/ハート LTE に関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

<第 7 章 個人情報>

第 30 条（個人情報保護）

1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。

2 当社は、ハートスマホ/ハート LTE の提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

(1)ハートスマホ/ハート LTE の提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）

(2)ハートネットワークサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。

(3)当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める

方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。

(4)その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報第三者に提供する場合があります。また、ハートスマホ/ハート **LTE** の提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

<第 8 章 雑則>

第 31 条（ 第三者の責による利用不能 ）

1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を、当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 32 条（ 保証及び責任の限定 ）

1 当社は、契約者がハートスマホ/ハート **LTE** の利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

2 契約者がハートスマホ/ハート **LTE** の利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

3 ハートスマホ/ハート **LTE** は、ハートスマホ/ハート **LTE** に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他 **IIJ** の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 33 条（ 当社の装置維持基準 ）

ハートスマホ/ハート **LTE** を提供するための装置は、サービス提供元である **IIJ** が、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 34 条（ 合意管轄 ）

本契約に関する訴訟については、松山地方裁判所西条支部をもって第 1 審の管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 35 条（ 定めなき事項 ）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

付則

1 当社は、当社のハートスマホ/ハート **LTE** サービスの開始以降、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

2 付加機能の提供に必要な料金に関しては以下の規定によるものとします。

（利用料等の支払義務）

1 契約者は、その契約に基づいて当社がハートスマホ/ハート **LTE** サービスの提供を開始した日（付加機能又は **SIM** 等の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除若しくは休止があった日の属する月の月末日までの（付加機能又は **SIM** 等の廃止についても同様）期間について、当社が提供するハートスマホ/ハート **LTE** サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2 利用料等の支払単位は月毎とします。

3 料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとします。

4 契約者は月途中にハートスマホ/ハート **LTE** サービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行ったハートスマホ/ハート **LTE** サービスの、その月の利用料等は、変更前の利用料等を適用するものとします。

5 前項の期間において、利用の一時中断等によりハートスマホ/ハート **LTE** サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1)契約者は、次の表に掲げる場合を除き、ハートスマホ/ハート **LTE** サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区画	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのハートスマホ/ハート LTE サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、 24 時間以上その状態が継続したとき。	当社が認知した時刻以後 のその状態が継続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのハートスマホ/ハート LTE に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償し ます。 1. ハートスマホ/ハート LTE 基本料金及びオプション基本料金 2. その他ハートスマホ/ハート LTE に係る当社が定める料金

6 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。（加入料の支払義務）

(手続に関する料金等の支払義務)

契約者は、ハートスマホ/ハートLTE サービスを開始した後、ハートスマホ/ハートLTE サービスの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更・追加・廃止等の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する登録（変更）手数料の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

平成 27 年 9 月 1 日制定

平成 28 年 7 月 1 日改定

平成 30 年 5 月 1 日改定

平成 30 年 9 月 7 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 5 月 1 日改定

令和 3 年 7 月 1 日改定

令和 4 年 3 月 1 日改定

令和 4 年 3 月 22 日改定

令和 8 年 1 月 1 日改定

令和 8 年 3 月 1 日改定

令和 8 年 6 月 1 日改定